

個人住民税の納税と納税管理人の届出のお願い

個人住民税の特別徴収の対象となっている外国人の従業員が出国、転出又は退職等により特別徴収ができなくなる場合は、可能な限り最後の給与支給において未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。

なお、最後の給与支給額が少額であるため一括徴収できない場合には、本人の代わりに納税を行う納税管理人の届出についてもご協力ください。

1. 一括徴収する場合

12月までに出国、転出又は退職等をされる場合についても、可能な限り最後の給与支給において未徴収税額を一括徴収していただくようご協力をお願いします。（1月以降については、原則として一括徴収となります。）

【提出書類】給与所得者異動届出書

【お問い合わせ先】芽室町役場 住民税務課 住民税係

Tel0155-62-9722

2. 納税管理人の届け出をする場合

やむを得ず一括徴収ができず帰国等をする方で日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、本人に代わり税金の手続き等を行う納税管理人の届出が必要となります。

納税管理人とは、町内に住所・居所等を有していない納税義務者から納税に関する事務処理（税金の納税、書類の受取、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

該当の方がいる場合は、退職の前に次のお問い合わせ先までご連絡ください。届け出に必要な書類をお渡しします。

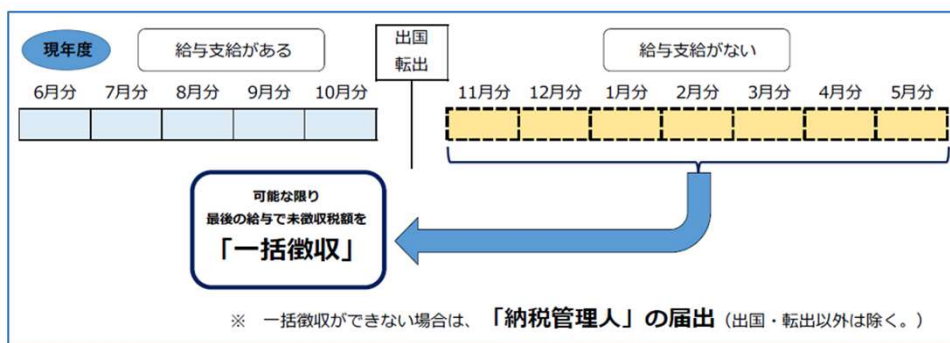
【お問い合わせ先】芽室町役場 住民税務課 住民税係

Tel0155-62-9722

◎ 退職後、出国時期が6月～12月までの方

現年度分の未徴収税額を可能な限り最後の給与支給で一括徴収していただくようお願いします。

新年度は個人住民税が課税されません。



◎ 退職後、出国時期が1月～5月までの方

現年度の未徴収税額を、必ず、最終の給与から一括徴収してください。

新年度の個人住民税は帰国後も課税されるため、納税者は「納税管理人」の届出が必要となります。

